

挺身隊問題に對する日本の法的責任

全 燦 奎

<廣野大 法・教授>

一、挺身隊問題の過去と現在

1. 本國記者の報告

2. 靖國神社に適用されなかった

戦争犯罪に人道的に對する責任の時効不適用に
關する協約 (1968)

戦争に對する責任の戦争犯罪の時効不適用に
關する日米協約 (1970)

米軍と對する對人犯罪の訴追時効廢止 (1969)

3. 1965年の朝日請求權協定の關係

「最終的に解決」に對し、挺身隊問題は包含
されなかった。

日本政府が關税と見做され 1993年8月4日
(平房長官談話)

• •
• •
• •
• •
• •

•

..

•

.

2

442

2-

•

•

3. 强制卖淫禁止の违反:

1904年の「白色娼婦禁止の法律」に反して同族娼婦

1910年の「白色娼婦禁止の法律」に反して同族娼婦

1921年の「娼婦子生児法」を反して同族娼婦

1933年の「娼婦子生児法」を反して同族娼婦

1949年の「人身売買禁止の法律」

娼婦取締法の反して同族娼婦

三. 娼婦取締法の效力

1. 娼婦取締法の效力

2. 娼婦取締法の效力

四. 娼婦取締法の效力

1. 娼婦取締法の效力

2. 娼婦取締法の效力

3. 娼婦取締法の效力